

○ 京都市旅館業施設建築等指導要綱

昭和59年4月2日制定
平成5年9月16日改正
平成6年5月6日改正
平成7年3月28日改正
平成8年5月24日改正
平成9年4月1日改正
平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成25年5月27日改正
平成28年11月21日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、善良の風俗及び良好な住環境の保持並びに青少年の健全な育成を図るため、本市の区域内における旅館業施設の建築等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業施設 旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。
- (2) 建築 建築基準法第2条第13号から第15号までに掲げる建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をいう。
- (3) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、近隣商業地域又は商業地域 それぞれ、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、近隣商業地域又は商業地域をいう。
- (4) 学校 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これに類する施設で別に定めるものをいう。
- (5) 児童福祉施設 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設その他これに類する施設で別に定めるものをいう。
- (6) 社会教育施設 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他これに類する施設で別に定めるものをいう。
- (7) 文化財 文化財保護法第2条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる有形文化財、民俗文化財及び記念物で別に定めるものをいう。
- (8) 公園 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する施設で別に定めるものをいう。
- (9) 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。

(適用地域)

第3条 この要綱を適用する地域は、次の各号に掲げる地域とする。

- (1) 第1種低層住居専用地域
- (2) 第2種低層住居専用地域
- (3) 第1種中高層住居専用地域

- (4) 第2種中高層住居専用地域
- (5) 第1種住居地域
- (6) 第2種住居地域
- (7) 準住居地域
- (8) 準工業地域
- (9) 近隣商業地域及び商業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域の境界又は次に掲げる施設の敷地から110メートルの区域内
 - ア 学校
 - イ 児童福祉施設
 - ウ 社会教育施設
 - エ 文化財
 - オ 公園
- (10) 市街化調整区域

(構造等の基準)

第4条 旅館業施設は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 受付及び応接の用に供する帳場、フロントその他これらに類する設備(以下「帳場等」という。)を有すること。
- (2) 帳場等からすべての客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等を有すること。
- (3) 客室の内部が過度に装飾されていないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、構造、設備、形態及び意匠が善良の風俗若しくは良好な住環境を損ない又は青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 前項の基準を適用するについて必要な具体的基準は、別に定める。

(計画の公開)

第5条 旅館業施設を建築し、又は旅館業施設以外の施設の用途を変更して旅館業施設としようとする者(別に定める者を除く。以下「建築主等」という。)は、次条の規定による市長の承認を受ける前に、当該旅館業施設の敷地内の見やすい場所に、当該建築又は用途の変更の計画(以下「計画」という。)の概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 建築主等は、近隣の住民その他の関係者に対し、当該旅館業施設の計画の概要について、説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずるものとする。

(計画の承認)

第6条 建築主等は、旅館業施設に係る建築又は用途の変更について建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書(以下「確認申請書」という。)を提出する前(確認申請書を提出する前に、当該建築又は用途の変更に関し、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令の規定により許可の申請等を行う場合にあつては、当該許可の申請等を行う前)に、当該計画が第4条に規定する基準に適合するものであることについて、市長の承認を受けなければならない。

(意見の照会)

第7条 第6条に規定する計画の承認について、次に掲げる者の意見を求めるものとする。

- (1) 文化市民局長
- (2) 産業観光局長
- (3) 子育て支援部長
- (4) 都市計画局長
- (5) 建設局長
- (6) 市長が指名する区長
- (7) 消防局長
- (8) 教育長

(建築主等に対する勧告)

第8条 市長は、第6条の規定により市長の承認を受けようとする計画が第4条に規定する基準に適合していないと認めるときは、建築主等に対し、計画の中止又は変更の勧告を行うものとする。

(公表)

第9条 市長は、前条の勧告を行った場合において、建築主等がその勧告に従わないときは、建築主等の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びにその勧告の内容を公表することがある。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健医療・介護担当局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、決定があった日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の実施の日(以下「実施日」という。)以後に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書が提出される計画について適用する。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成2年4月1日から適用する。
(平成5年9月16日衛生局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年5月24日から適用する。

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成9年4月1日から適用する。
(平成9年4月1日環境保健局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成10年4月1日から適用する。
(平成10年4月1日保健局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成11年4月1日から適用する。
(平成11年4月1日保健福祉局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成25年5月27日から適用する。
(平成25年5月27日保健医療・介護担当局長決定)

附 則

この要綱は、決定のあった日から実施し、平成28年12月1日から適用する。
(平成28年11月21日保健医療・介護担当局長決定)